政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第1号及び第2号の規定による資金管理団体の指定の取消等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年4月22日

長崎県選挙管理委員会 委員長 渡邊 敏則

## 資金管理団体指定取消等届

## (1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の 届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
相良 尚彦	相良尚彦後援会	令和7年3月14日

## (2) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の 届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
中山 洋次	中山洋次後援会	令和7年3月28日